

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.004

処 分 名	建築物に関する完了検査
処 分 の 概 要	建築物の工事が完了した場合、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を行います。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項
審 査 基 準	法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定することはできません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	<ul style="list-style-type: none">申請手数料：春日部市手数料条例第 2 条及び別表第 2 に定める額ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/kakunin/index.html

■ 建築基準法

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋